

分収造林制度による森林づくりについて

関東森林管理局 森林整備課

分収造林制度とは、地方公共団体や企業等の造林者（国以外の者）が、国との契約により国有林に苗木を植えて一定期間育て、成林後に樹木を販売し、その収益（販売代金）を国と造林者とで分ける制度です。

造林者の例としては、地元住民で組織された分収造林組合、地域の林業・木材産業関係者、カーボンニュートラル・SDGs・社会貢献活動等への関心が高い企業や団体など、多岐に渡っています。

造林木は、造林者と国との共有となり、その持分割合は、通常、**造林者7割、国3割**としていますが、造林者が学校などの場合には、**造林者8割、国2割**となり、将来の収益（分収木の販売代金）は、この持分割合に基づいて分収されます。

令和6年3月31日現在、関東森林管理局における分収造林の契約数は、**2,479箇所、約14,463ヘクタール**となっています。

分収造林制度の主な内容としては、以下のとおりとなります。

- ・ 植栽樹種：主としてスギ・ヒノキなどが一般的な造林樹種ですが、どの樹種にするかは国と相談のうえで決定します
- ・ 対象面積：原則として1ヘクタール以上を対象としています
- ・ 契約期間：最長で80年ですが、樹種によって異なります



なお、国と分収造林契約を結ぶためには、植栽から収穫に至る長い期間にわたって造林・保育及び管理を確実にできることが必須の条件となります。また、これらの作業は、地元の森林組合等に委託することもできます。

分収造林契約による造林者のメリットとしては、

- ・ 森林づくりに取り組むことにより、資源の循環利用や地球温暖化防止へ貢献できる
- ・ 国産材が利用されることで、林業・木材産業の活性化に貢献できる
- ・ 社会貢献活動、記念行事、森林教育活動等として、対外的なPRに活用できる
- ・ 山林を取得する必要がないため、初期投資を節約できる
- ・ 原料としての木材を確保できる

など、様々なものが挙げられます。

分収造林制度を活用した例としては、企業などが社会貢献の一環として森林づくりを行う『法人の森林（もり）』、学校が教育の一環として学校林で緑化活動等を行う『学校分収造林』、歴史的行事等を記念して国民参加の森林づくりを行う『記念分収造林』等があります。

なお、分収造林で行う造林・保育には、造林補助制度を利用することが可能です。補助申請については都道府県に対して行うことになります。



法人の森林での間伐・枝打体験の様子

分収造林契約の際の留意事項としては、

- ・分収額が造林費用を上回ることを確約したのではないこと
- ・契約期間中は、造林・保護の義務が発生しますので、適切に造林・保護が行われなかった場合は契約解除となる可能性があること
- ・山火事や台風等の自然災害に備え、森林保険への加入が推奨されること等が挙げられます。

また、関東森林管理局では、管内の国有林において分収造林契約を締結し、国有林の森林づくりや地域の振興などに貢献された方々に対して、感謝状を贈呈しています。

今年3月には、令和5年度新規分収造林契約者のみなさまへ、関東森林管理局長から感謝状の贈呈式を行い、森林づくりへの貢献に対する感謝の意を伝えました。

なお、贈呈式は、長谷川町子美術館と連携した「森林の環（もりのわ）応援団」の応援のもと、とり行われました。



感謝状を贈呈した契約者の皆様

※森林の環（もりのわ）応援団については以下の URL をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/230619.html>

関東森林管理局では毎年、新規分収造林契約候補地をホームページにて公募しておりますので、興味のある方は、当制度を活用して森林づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

